

第13回 定例会 令和元年09月12日
一般質問 質問予定時間(答弁を含む)36分

別府 建一

皆さま、こんにちは。維新の会の別府建一でございます。第13回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆さまにおかれましては、しばらくの間、ご清聴の程よろしくお願い申し上げます。
また、2日目になりますので質問の重複する部分もあるかと思いますが私の思いでもありますので何卒お汲み取りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、1つ目は、「動物愛護推進について」お伺い致します。

8月19日月曜日の「市長の活動日記」に稲村市長が尼崎市動物愛護センターを訪れられた記事が掲載されています。その中で、「多くの団体やボランティアの皆さまの熱意と協力により動物愛護の取組みが前進してきている一方で、尼崎市でも、猫の多頭飼育崩壊などの課題が顕在化しています。殺処分は、減っていますが、保護された動物たちの収容、譲渡までの生育環境が追いついていません。」とあります。

そこでお伺い致します。

質問. 1

多頭飼育崩壊について、過去、本市で起こった件数及びその時の崩壊した頭数は、具体的に把握されていますか？また、今現在、本市で多頭飼育崩壊している現場は把握していますか？把握しているのであればその内容・課題も教えて下さい。

続きまして、2つ目の「公共施設マネジメント計画について」お伺い致します。

先日、第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)の「今後の具体的な取組(素案)」に対する市民意見公募手続結果等について を公表されました。

市民周知方法は、市報、ホームページで行われています。

市民アンケート(WEB)において公共施設マネジメントの取組について、知っていると回答した人は12%と非常に少なく市民への周知不足は否めません。

そこでお伺い致します。

質問. 2

今回4月に開催されたシンポジウムの目的は何でしょうか？当局の思っている成果は出ましたか？

また、公共施設の圧縮と再編についての理解は、深まりましたか？ご回答ください。

続きまして、3つ目の「密集住宅市街地について」お伺い致します。

尼崎市密集市街地整備・改善方針(平成17年3月策定)に基づいた密集市街地の防災性の向上を目指した安全・安心なまちづくりを推進されています。その中で、当面の目標として記載されているのが

「重点密集市街地において、地元住民と行政が協働で密集市街地の整備・改善に向けて、地区に応じた具体的な取組みを進めていき、早期に災害時の基礎的安全性の確保を図る。そのため、各地区において、事業着手から概ね10年後に地区全体においては不燃領域率40%以上の達成に努めるとともに、地区内の個々の区域(概ね事業計画単位)においては、それぞれの区域の特性に応じた目標を設定し、その目標に向けて、次のような対応策を講じていく。」
とあります。

そこでお伺い致します。

質問. 3

策定されてから14年が経過しましたが「当面の目標」の進捗状況は、目標値に達していますか？達していなければ課題はどういったところに有ると考えられますか？

以上で第1問を終了致します。

4つ目の項目については、議題に挙げておりましたが常任委員会での協議会において議論の場がありますので今回は質問致しません。

この後は、一問一答形式にて質問させていただきます。

ご答弁ありがとうございます。

では、1つ目の「動物愛護推進について」お伺い致します。

8月30日に開催されました第26回尼崎市動物愛護管理推進協議会を傍聴致しました。

これまで議会でも取り上げられてきた猫の多頭飼育問題について、協議会議長の植村興(うえむら たかし)先生から非常に重要な指摘がなされました。

多頭飼育崩壊の現場では、糞尿が何十 cm も堆積していたり、といった状況は珍しくありません。現場に入ったボランティアの現場写真を見せていただきましたが、想像を絶する劣悪極まりないもので、ここに本当に人が住んでいるのか？到底信じられない状態です。

資料をご覧ください。

2016年以降の全て尼崎市内での多頭飼育崩壊の室内の写真です。この写真の全てはボランティアの方々のご提供になります。

2ページ左下の写真は女性の皮膚が黒くなり、荒れています。

同じページの右下の写真はボランティアの方が掃除をしていた時にノミに刺された状態の写真です。

植村先生は、「そのような現場では、どんな動物由来感染症が発生しているかもしれない。現場にボランティアが入ることは感染症の危険が高く、命にかかわる感染症もないとは言えない。ボランティアへの介入はさせないでください。」と言われました。

植村先生は、大阪府立大学名誉教授で大阪府動物由来感染症対策委員会会長など務められた感染症対策、獣医公衆衛生学の専門家であり、その先生の言葉は非常に重いものでした。

参加者一同、多頭飼育崩壊への対応は、感染症への安全性を確保した専門的な対策が必要であると共通認識を持ちました。

動物由来感染症とは、人と動物の間で感染が成立する病気の総称です。人も動物も重症になる病気、動物は無症状でも人が重症になる病気、その逆で人は軽症でも動物は重症になる病気など病原体によって様々なものがあります。

資料 最終ページをご覧ください。

中には死に至る病気もあり、近年では、マダニから感染する重症熱性血小板減少症候群(SFTS)や、犬・猫から感染するコリネバクテリウム・ウルセランス菌(人、犬、猫、牛のほか、様々な動物において感染事例が確認されており、咽喉頭、肺、皮膚、乳腺などに様々な症状を呈する動物由来感染症)に感染した人が死亡した事例が報告されています。

実際、尼崎市で起こった多頭飼育崩壊の現場に入ったボランティアが、全身赤い発疹で点滴治療を受けたり、昨年61匹の多頭飼育崩壊の現場に入り、うち24匹の猫を自宅に収容したボランティアは肺炎を発症し2週間の治療を受けています。また、家中から

何十頭もの猫の死骸が出てきた多頭飼育崩壊事例では、現場に入ったリフォーム業者2名も全身に発疹が出て入院し、治療を受けたと聞いています。

植村先生のご指摘の通り、多頭飼育の現場ではすでに、動物由来感染症になる被害が起こっていたのだということ、そしてそれがいかに恐ろしい危険な状態であるか明確になったと思います。

またこれら感染症の被害の危険にさらされるのは、多頭飼育崩壊の飼い主と現場に入ったボランティアだけではありません。感染症の危険は周辺住民にも及んでいるのです。受忍限度を超える悪臭など多頭飼育崩壊による近隣住民からの苦情も後を絶ちません。市内には多頭飼育崩壊の予備軍が多数存在しています。

多頭飼育崩壊の対策として、社会福祉協議会の会議において、動物愛護センターが多頭飼育崩壊について説明しているようです。

そこでお伺い致します。

質問. 4

未然に防ぐ対策としては、全く追いついていないと思いますが、それ以外に何か具体的に対策されていますか？

市民の健康や命を守らなければならないという危機感をもった対策が必要と考えますが、動物愛護管理法第25条で「多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、勧告、命令が出せる。」と定められています。

そこでお伺い致します。

質問. 5

現在、本市では多頭飼育崩壊が発生した場合、具体的にどのような対応を取っていますか？

また、多頭飼育崩壊現場においては、動物虐待、殺生が起こっている事例があります。動物愛護管理法第41条で「獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。」と定められています。

そこでお伺い致します。

質問. 6

多頭飼育崩壊への対応で動物虐待が認められた場合、本市から警察への通報は行なっていますか？

昨年末の多頭飼育崩壊では、警察が現場に入り動物虐待で捜査を行ったと聞き及んでおりますが、その結果はどのようになりましたか？

質問. 7

動物虐待事例について、警察との連携は具体的にどのように行っているのでしょうか？

また、多頭飼育崩壊では飼い主が地域に猫を放したり、遺棄したりする事例があります。61頭の多頭飼育崩壊の時も、飼い主は「公園に猫を放すしかない。」と言い、止むを得ずボランティアが保護したと言う経緯があります。愛護センターが引き取らず、地域環境に大きな被害をもたらし、ボランティアや市民の健康被害が出ている現状、愛護センターの収容頭数が急務と考えられます。

そこでお伺い致します。

質問. 8

現在、その対策はどのような状況になっていますか？

多頭飼育崩壊は、飼い主と猫だけの問題ではないことは明らかです。地域の環境悪化、健康被害を防ぐためにも、多頭飼育崩壊の最大の対策は、発生させない事であり、その為出来る限りの対策を講じるべきです。また、多頭飼育崩壊の現場に入る際、防護マスクや防護服を着用するなどの対策ガイドラインを作成する事は、急務と考えます。

そこでお伺い致します。

質問. 9

動物由来感染症の危険も考慮した多頭飼育崩壊発生対策マニュアルを作成する事は出来ませんか？出来なければその理由もお答えください。

動物愛護管理法第9条では、「地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の

動物の飼養及び保管に係る届出をさせること、その他の必要な措置を講ずることができる。」とあります。

多頭飼育崩壊が発生した神奈川県や名古屋市などの自治体では、多頭飼育崩壊を防ぐ目的で、犬や猫を多数飼う人に届け出を義務付ける制度が設置されています。本市においてもこれだけ多くの多頭飼育崩壊が起こり、市民の健康被害も確認される現状、多頭飼育を何としても食い止めなければならないと思います。

そこでお伺い致します。

質問. 10

多頭飼育の届け出制について導入すべきと考えますが、導入はお考えでしょうか？また、導入出来ないと言われるなら、その理由はなんでしょうか？

ボランティアのTNR活動(Trap Neuter Release)(捕獲・不妊去勢・解放)について動物愛護推進員の登録者は、二十数人おられますが、ボランティアとしての資質知識についてバラつきがあります。推進員になるには、一度講習を受講するだけの制度です。その知識のバラつきをTNR活動が活発に出来るようある程度本市において新たな講習を行うことをすれば本市でもTNR活動の理解が深まり蛇口を止める事が進んでいくと思います。

そこでお伺い致します。

質問. 11

本市においてTNR活動を更に推し進める為に動物愛護推進員から踏み込んだTNR活動推進員の様な形でボランティア資質向上に向けた検討を行ってはいかががでしょうか？

質問. 12

多頭飼育の対策マニュアルや届け出制、ボランティアの資質向上について動物愛護管理推進協議会で議論する事は出来ませんか？

あるボランティアの方は、「ボランティアの協力が不可欠と言いながら情報開示してもらえない、結局あやふやにされている。」と感じており、積極的に情報開示してくれないと連携も取れないので対応の改善を求められています。

市民は、「保健所や愛護センターに連絡しても無駄だ。」と諦めの声も良く聞きます。

動物愛護センターの人員が少ないのもよく分かっていますが、当局はもっとボランティアと連携をとるべきだと思います。

そこでお伺い致します。

質問. 13

ボランティアとの連携、また、市民対応についてのお考えをお聞かせください。

植村先生は、「私が長年関わっている尼崎市でボランティアに万が一感染症で何かあったら腹切りです。」と仰ってました。それぐらいの想いでいらっしゃるようです。

稲村市長も「市長の活動日記」に「本市では動物愛護基金を設置して不妊手術などの事業を実施していますがハード面の整備にはかなりの費用が必要となるため、話が前に進んでいない現状があります。ゼロか100かではなく、現実的な予算の範囲内でできることや優先すべきことは何か、具体的な選択肢を整理しながら、関係者の皆さまと協議を進めていきたいと思っております。」と掲載されています。

そこでお伺い致します。

質問. 14

協議会会長始めボランティアの皆さまが命を賭けて命を守る行為に市長は、どう応えていくお考えでしょうか？

皆さんは、愛護センター内の改装では無く、保護シェルターの新設を望んでいらっしゃいますがいかがお考えでしょうか？

「動物愛護推進について」は、

市長の活動日記で掲載されている「多くのボランティアの皆さまの熱意と協力により動物愛護の取組みが前進してきている」とあり、私も、正にその通りだと思います。多くの団体とボランティアの皆さまの命を懸け、体を張り、またたくさんの私財を費やしての日々の活動に敬意と感謝を申し上げます。それに応えられるよう、本市も真摯に受け止め、市長はじめ職員も誠意ある対応を要望致します。

動物愛護推進委員、ボランティア、動物愛護管理推進協議会、本市において先進的な動物愛護推進に努めていただきます様、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、2つ目の「公共施設マネジメント計画について」お伺い致します。

市民説明会において市民から

「尼崎市公共施設マネジメント基本方針の中で、公共施設の保有量など他都市との比較をしていますが、尼崎市より数値が小さい市を選んで尼崎市の数値を大きく見せているのではないですか？」

との質問に市の考え方として

「基本方針において比較している都市については、意図的に抽出したものでなく、財政規模や人口などが本市と近い中核市を類似都市として、比較の対象としているものです。」と、ご回答がありました。しかしながら先日のシンポジウムでは、神奈川県秦野市の職員を招いて行われていました。

秦野市は、人口16万人、財政規模や人口が尼崎市の3分の1程度で全然尼崎市とは、規模が小さく違います。

そこでお伺い致します。

質問. 15

なぜ尼崎市と規模の違う神奈川県秦野市の職員をシンポジウムパネラーとして参加選定した理由と秦野市の事例と尼崎市の何と比較検討出来たのかお答えください。

柏市、横須賀市、東大阪市、姫路市、西宮市、倉敷市、福山市

をデータで掲載していますが、これらの行政のパネラーをお呼びしなかった理由は、何でしょうか？

質問. 16

今後、跡地に関しては、基本的には売却でお考えでしょうか？

以前にもご提案させていただきましたが借地にして維持管理費を借り手に持たせてその上、賃料や固定資産税が入るような仕組み作りは、検討いただけないのでしょうか？

質問. 17

これらの市民に対する告知不足について当局としてこのまま進めても良いと思っていますか？今後、おおむねどれくらいの方が認知されてどのようにして市民参画の下、公共施設マネジメントを進めていけますか？

令和元年度までに検討・協議となっている施設は、

廃止を検討する施設

・消防局整備工場

機能の移転・見直し・複合化を検討する施設

・身体障害者福祉会館

・老人福祉センター(千代木園、福木園)

・尼崎市社協会館

施設のあり方について検討し、見直しする施設

・体育館(大庄・武庫)

・芦原公園市民プール

・総合老人福祉センター等5施設

になります。

そこでお伺い致します。

質問. 18

以上の施設については、この市民公募手続結果を持って今年度中に結論を出して具体的に取組みを進めて行かれますか？また、具体的に各施設の利用者とは、再度、移転・集約先・跡地利用について話し合っ進めて行くお考えでしょうか？

「公共施設マネジメント計画について」は、

都築議員がおっしゃった全施設のまとめでの検証は、見落としに繋がると私も思います。市民も自身の住居のある6行政区の身近な施設にとっても興味があります。市民の財産である公共施設を一つ一つ丁寧な検証を要望致します。

時間が無くなりましたので、以上で私の質問を終了致します。

ご清聴、誠に有難うございました。